最終更新日：2021年12月21日

日本インシュレーション株式会社
代表取締役社長 吉井　智彦
問合せ先：管理本部総務部
証券コード：5368

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーの信頼を得られ、また持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化が最も重要な経営課題であると考えております。そのための基本方針は以下の通りです。
a.透明で公正な経営に努めること
b.コンプライアンスやリスク管理を始めとした内部統制システムの強化・維持を継続すること
c.全てのステークホルダーに信頼される経営に努めること
d.適切な情報開示に努めること

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　株主総会における権利行使】
本報告書提出時点においては、当社における海外の投資家比率を勘案し、株主総会については、招集通知の英訳や議決権の電子行使プラットフォームを採用しておりません。今後につきましては、株主構成の変化等の状況に応じて検討してまいります。

【補充原則2-4①】
当社では、人事考課により能力、業務実績等を総合的に評価し、適性の認められるものを管理職に登用しており、性別、国籍、採用経路等で選別しておりません。
女性の活躍推進に向けては、10年後をめどに女性管理職の比率を10%以上とすることを目標として、既存社員の教育や中途採用などの活動を行っていますが、現時点では女性管理職比率は3%程度に止まっています。なお、現時点で取締役13名のうち、女性は2名となっています。
外国人については、当社のグローバルな事業展開に合わせて社員のグローバル化を推進しておりますが、現時点では外国人の管理職登用には至っておりません。なお、外国人管理職登用に係る数値目標は策定しておりませんが、今後前向きに検討してまいります。
中途採用者については、他社での経営経験・職務経験を持つ中途採用人材を活かし社内全体としての多様性の確保を推進することは重要と考えております。中途採用者の管理職への登用は、管理職全体の約3割という状況です。なお、中途採用者の管理職登用に係る数値目標は定めておりませんが、今後前向きに検討してまいります。
多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針は策定しておりませんが、今後策定を検討してまいります。

【補充原則3－1－2　情報開示の充実】
現時点の当社の株主における海外投資家、外国人株主の比率は相対的に低いと考えております。今後、株主構成の変化や株主の皆様の利便性等を総合勘案して英語での情報開示への対応を検討したいと考えております。

【補充原則 3-1③】
＜サステナビリティについての取り組み＞
当社は、「サステナビリティ経営の推進」を基本テーマに据えた中期経営計画（対象期間：2021～2023年度）を策定し、主要方策として、①脱炭素社会への実現への貢献、②レジリエントな社会実現への貢献、③ステークホルダーとのエンゲージメント深化、④ガバナンスの高度化、に取り組むこととしております（下記ウェブサイト参照）。
（https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06022/b38da0a8/e605/4a8e/a979/2264164af536/20210630095437286s.pdf）
なお、当社はサステナビリティ経営の推進に向けて、全ての役職員が問題意識を共有するため、社内でサステナビリティ経営に関する勉強会を実施するなど、様々な取り組みを行っております。その内容は、「JIC Sustainability Report 2021」にて開示しております（下記ウェブサイト参照）。
（https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06022/fbd19f6d/a729/4a9c/9548/89b8eb53c313/20210623173713268s.pdf）
＜人的資本と知的財産への投資について＞
人的資本と知的財産への投資については、経営戦略等との整合性を踏まえた分かりやすい開示のあり方を今後検討してまいります。

【補充原則4－1－3　取締役会の役割・責務(1)】
当社は、最高経営責任者である取締役社長の後継者の計画は現時点においては明確に定めておりませんが、利害関係者の信頼を確保するために必要不可欠であることから、人格、識見、実績等を総合的に勘案し、社外役員の助言を広く聞き入れた上、選定することとしております。

【原則4－2　取締役会の役割・責務(2)】
経営陣幹部による適切なリスクテイクを支えるための体制は整備しております。
役員に係るインセンティブ報酬制度については、業績連動報酬を導入しており、今後更なるインセンティブ報酬制度導入の検討を行う予定です。

【補充原則4－2－1　取締役会の役割・責務(2)】
当社の経営陣の報酬については、インセンティブ報酬制度として業績連動報酬を導入しました。今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして、中長期的な業績と連動する報酬や自社株を活用した報酬制度の検討を行ってまいります。

【補充原則4－2②】
＜サステナビリティを巡る取組み（基本方針の策定）＞
サステナビリティ基本方針については、今後検討の上、策定し、当社ウェブサイト等で開示いたします。
＜経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行の監督状況＞

人的資本･知財投資等の取組みに係る中長期方針を、少なくとも3年ごとに取締役会にて審議し、またその進捗状況につき、定期的に取締役会に報告を行うこととしております。

【補充原則４－１１－３　取締役会･監査役会の実効性確保のための前提条件　】
2021 年5月開催の取締役会において、各取締役･監査役に対するアンケート調査（試行的に実施）の結果をもとにその分析･評価結果の報告を受けるとともに、取締役会の実効性に関し検討いたしました。今後、実効性の分析･評価を正式に導入し、継続的に取締役会のさらなる実効性向上に努めてまいります。
また、監査役会の実効性確保のためのアンケート調査（試行）とその結果の監査役会への報告、検討も行っており、今後、分析･評価方法に検討を加えたうえで、正式に導入してまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス･コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
当社は、取引関係や経営戦略の観点から、保有に合理性が認められる銘柄について、政策保有株式を保有します。当社取締役会は、保有する個別の株式について、取引の状況、株式の時価や配当等の便益等を総合的に勘案し、保有の意義の有無を定期的に検証し、意義がないものについては売却を行うこととしております。
また、政策保有する上場株式に係る議決権の行使については、議案の趣旨･内容，保有先企業の業績等を総合的に勘案した上で，当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に資するか否かの観点より、適切に行使いたします。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金として確定拠出年金制度を採用しており、確定拠出年金の運用については従業員自身が行っております。当社は、従業員の安定的な資産形成を図るべく、資産運用について高い専門性を有する運営管理機関を選定しており、従業員に対して資産運用に関する教育を実施しています。また、従来は企業型確定拠出年金のみでしたが、従業員に対する資産形成に関するヒアリングに基づき、2021年4月より新たに個人型確定拠出年金の加入者掛金拠出を開始しております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社では、取締役との利益相反取引について、取締役会にて事前承認、事後報告を行うこととしております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、関連当事者間取引の有無について確認する調査を定期的に実施するなど、関連当事者間の取引についての監視体制を確保しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
(1)経営方針及び中長期的な経営戦略を当社ホームページにおいて開示しています。
(2)コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方を本報告書の他、当社ホームページ等において開示しています。
(3)役員報酬の決定については、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内で、会社の業績や経営内容等を勘案し、取締役会の決議により決定しております。
当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。
取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下の通りです。
取締役の報酬等はすべて、固定報酬、賞与及び退職慰労金から構成される確定額報酬であります。なお、確定額報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めております。
a.固定報酬に関する方針
固定報酬は、取締役の職務執行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬であります。個別の取締役に係る固定報酬の報酬水準は、代表取締役社長が原案を作成して毎期の定時株主総会終了後の取締役会に諮り、取締役会にて決定しております。固定報酬額は、各取締役等の役位や各取締役等が担う役割、責務に応じて決定することとしています。
b.賞与に関する決定方針
取締役の賞与は、任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬であり、グループ全体の前年度の売上高、利益等の経営実績を総合的に勘案して、支給の有無並びに支給する場合には金額、時期等についての原案を、代表取締役社長が期初の取締役会に諮り、取締役会にて決定しております。
c.退職慰労金に関する決定方針
退任する取締役に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、退任時の株主総会における決議を経て、取締役会にて個別の支給額を決定しております。
また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
なお、当社は2021年3月に独立社外取締役がメンバーの過半を占める指名･報酬等検討委員会を発足させており、今後支給する個別の取締役に係る固定報酬及び賞与の報酬水準は、同委員会の答申に基づき、取締役会にて決定することとしております。
(4)役員候補者の選定は指名･報酬等検討委員会の答申に基づき取締役会で決定します。役員候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験を有する他、当社の持続的成長と企業価値の向上に寄与する者としています。
(5)当社は、取締役および監査役の候補者の選任議案の提出にあたり、候補者の略歴、地位、担当および重要な兼職の状況ならびに選任理由について株主総会招集通知参考書類に記載しております。また、社外役員に関しては、中立性･独立性の要件を充たしている旨の記載をしております。

【補充原則４－１－１　取締役会の経営陣への委任】
当社取締役会は、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、重要事項と位置付けられるものについて、取締役会の決議等に基づく社内規定により、職務分掌及び職務権限の基準を明確に定めております。また、経営陣は上記の社内規定に従って職務を執行しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は「社外役員の独立性に関する判断基準」を制定し、これに沿って運用を行っております。

【補充原則４－11－１　取締役会の構成･規模、取締役選任の方針手続き】
当社の取締役会は、経営の透明性、公平性を高め、且つ意思決定を迅速に行うため、取締役13名（うち社外4名）、監査役4名（うち社外3名）の計17名で構成されております。役員のうち2名（取締役2名）は女性であります。社内役員には、当社が展開する各事業に精通し、高度な経営管理能力 とリーダーシップを求めています。また、社外役員には、誠実な性格、高い識見と能力を有すること、及び当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有することを求めています。社外取締役のうち1名は、他社において経営経験を有しております。

なお、スキル・マトリックスによる取締役の有するスキルの開示については、2021年6月度株主総会の招集通知16ページをご参照下さい（下記サイトを参照）。
（https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06022/555b1ec0/505d/4215/a651/cabb245a9c92/140120210603439314.pdf）

【補充原則４－11－２　取締役・監査等委員である取締役の兼任状況】
当社の社内役員の、他の上場会社との兼任はありません。社外役員の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書において開示しています。

【補充原則４－11－３　取締役会の実効性の分析・評価】
2021 年５月開催の取締役会において、各取締役・監査役に対するアンケート調査（試行的に実施）の結果をもとにその分析・評価結果の報告を受けるとともに、取締役会の実効性に関し検討いたしました。今後、実効性の分析・評価を正式に導入し、継続的に取締役会のさらなる実効性向上に努めてまいります。
また、監査役会の実効性確保のためのアンケート調査（試行）とその結果の監査役会への報告、検討も行っており、今後、分析・評価方法に検討を加えたうえで、正式に導入してまいりたいと考えております。

【補充原則４－14－２　取締役・監査役のトレーニング方針】
社外役員に対しては、就任時に当社の事業、組織、財務、経営戦略等につき説明を行うなど、必要な研修を実施しております。また、取締役・監査役に対し、期待される役割・責務、必要とされる資質等を考慮の上、必要な研修を随時実施しております。具体的には、外部講習を会社負担で実施しているほか、当社の施工現場の視察等も行っています。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
株主・投資家との対話の機会として、株主総会をはじめ、決算説明会、会社説明会等を開催し、当社の事業活動等についての説明を実施しています。また、この他、管理本部経営企画部・総務部が主体となり、ホームページにおいて適切な情報開示を行う他、株主・投資家との対話を実施しています。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大橋　ゆふみ	1,247,959	14.33
大阪中小企業投資育成株式会社	872,400	10.02
大橋　健一	669,531	7.68
株式会社日本政策投資銀行	500,000	5.74
株式会社大垣共立銀行	349,000	4.01
株式会社三菱UFJ銀行	349,000	4.01
日本カストディ銀行＜信託口＞	284,500	3.26
光通信株式会社	256,900	2.95
三菱UFJキャピタル株式会社	165,800	1.90
共友リース株式会社	151,000	1.73

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原田　文代	他の会社の出身者								○			
村中　俊哉	学者											
上田　保治	他の会社の出身者											
内村　涼子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原田　文代	○	日本政策投資銀行は当社の準メインバンクであり、原田氏は2015年より同社の国際統括部担当部長等を務め、直近では2021年6月より執行役員（GRIT担当）兼経営企画部サステナビリティ経営室長を務め、現在に至っております。	原田氏は長年に亘る日本政策投資銀行等における経験を通して培われた金融面や国際情勢等に関する高い見識を基に、幅広い見地から当社の経営に対する的確な助言等を行って頂く等、これらの高い見識を当社の経営に活かして頂けるものと考えております。当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」に定める要件に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任します。
村中　俊哉	○	―――	村中氏は大阪大学等における研究者としての豊富な経験と工学分野への高い見識を基に、当社の商品開発・技術開発分野、生産部門等への的確な指導・助言等を行って頂く等、これらの高い見識を当社の経営に活かして頂けるものと考えております。村中氏の所属する大阪大学と当社との間には取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任します。
上田　保治	○	―――	上田氏は多摩川開発株式会社等における長年に亘る企業経営の経験と高い見識を有しており、大所高所からの当社の経営に対する指導・助言を通じ、当社の企業価値の向上に寄与するものと考えております。上田氏は現在、いかなる組織にも所属しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任します。
内村　涼子	○	―――	内村氏は弁護士としての豊富な経験と高い見識を有し、専門的見地からの助言・指導を通じ、当社の企業価値の向上に寄与することができるものと考えております。 　内村氏の所属する日比谷晴海通り法律事務所と当社の間には取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等検討委員会	6	2	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等検討委員会	6	2	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会と報酬委員会を一体として運営しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1．内部監査は、監査室が、当社グループの内部監査を計画的に実施しております。監査結果は改善事項を明らかにしたうえで、社長宛に監査結果の報告を行うとともに被監査部署へ通知し、継続的に指摘事項等の改善状況を確認しております。
2．監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社・主要な事業所・子会社における業務および財産の状況の調査等を実施しています。
3．監査室と監査役は会計監査人も含めて連携を密にし、それぞれの監査活動の効率化や全体的な有効性向上のため、互いの監査計画と監査結果について情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山下　智之	他の会社の出身者										△			
森脇　健人	税理士													
武田　英彦	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

山下　智之	○	日本政策投資銀行は当社の準メインバンクであり、山下氏は同社に1985年から2014年の間、所属しておりました。	山下氏は長年に亘る日本政策投資銀行等における経験を通して培われた金融面に関する高い見識を基に、幅広い見地から当社の経営に対する的確な助言等を行って頂く等、これらの高い見識を当社の経営に活かして頂けるものと考えております。当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」に定める要件に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任します。
森脇　健人	○	―――	森脇氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから専門的見地からの助言・指導を通じ、当社の企業価値の向上に寄与することができると考えております。森脇氏の所属する森脇健人税理士事務所と当社との間には取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任します。
武田　英彦	○	―――	武田氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、専門的見地からの助言・指導を通じ、当社の企業価値の向上に寄与することができると考えております。武田氏の所属する公認会計士武田英彦事務所と当社の間には取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任します。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、取締役・監査役を対象に業績連動報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。
なお、2006年6月27日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額240,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）、監査役報酬限度額を年額36,000千円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬等は株主総会において決議いただき、報酬等は株主総会の決議の範囲内で取締役は取締役会、監査役は監査役会において決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在は社外取締役・社外監査役を補助する専任スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて専任もしくは兼任補助使用人の設置を取締役又は取締役会に対して要請できる体制となっております。また、取締役会の開催に際して、社外取締役・社外監査役に対して事前に事務局である総務部より資料が送付されるようになっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は会社の運営・業務執行に際し重要なものについて審議・意思決定する組織として、取締役会、監査役会等を設置し、取締役会及び監査役会は毎月1回以上開催し、取締役会には社内及び社外監査役が常時出席しております。

1．取締役会
取締役会は、取締役13名（うち社外取締役4名）で構成され、監査役も出席の上、原則として毎月1～2回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会では、経営方針その他、経営に関する重要事項の意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督しております。

2．監査役会
監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、原則として毎月1回開催しており、監査役会では、監査の方針、監査計画その他の重要事項について協議を行っております。
監査の有効性、効率性を高めるため、監査室および監査法人との連絡会を定期的に開催するなど積極的に情報交換を行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

3．指名・報酬等検討委員会
独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬等検討委員会」を設置し、取締役及び監査役の指名、報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化を図ることとしております。

4．監査室
当社は、代表取締役社長直属の監査室を設置しており、当社が定める「内部監査規則」に基づき当社及び子会社の制度、組織、業務活動の有効性及び効率性、コンプライアンスへの適合性等を検証（点検、分析、照合、比較、評価、確認）し、改善のための提言または是正のための勧告を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。

5．会計監査人
当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき有限責任あずさ監査法人を選任し、監査を受けております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記記載の体制が当社の経営に適合し、コーポレート・ガバナンスが最も有効に機能すると判断したため、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明

株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知を法令の定めよりも早い時期に発送するよう努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実を図り、より多くの株主が株主総会に出席できるよう、総会集中日を避けた開催に加え、適切な会場の選択など、総合的な対応に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現在は実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討する予定です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在は実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討する予定です。
招集通知（要約）の英文での提供	現在は実施しておりませんが、外国人株主の構成割合を勘案しながら、今後検討する予定です。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在は実施しておりませんが、今後早期に作成・公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	説明会を適宜実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算時及び中間決算時等に開催し、代表者が説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在は実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討する予定です。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、ニュースリリース等を適宜当社ホームページに掲載してまいります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役管理本部経営企画部部長をIR責任者としております。IR業務については、管理本部の関係各部（総務部、経営企画部、経理部、情報管理部）が横断的体制で運用することとしています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規定である「企業行動規範、企業行動基準」において、株主、顧客、従業員、協力会社等の利害関係者の立場を尊重することを定めております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	1.1999年に「環境方針」を制定しています。 2.1994年に我が国建材専門メーカーとして初めて、財団法人建材試験センターから、ISO9000シリーズ（品質マネジメントシステム）の認証を受けました。また、2000年にはISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を受けています。 3.1999年度より埋立て用産業廃棄物の排出量削減に取り組んでおります。また、製造工程において発生するけい酸カルシウム廃材（産業廃棄物）は社内リサイクルを、環境省の「産業廃棄物広域認定制度」により行っています。自社製造以外のけい酸カルシウム廃材のリサイクルについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けて行っています。 4.当社グループ会社である「ジェイ アイ シー ベトナム有限会社」は、ベトナム社会主義共和国アンザン省に立地する工場で、バイオマス（もみ殻）を原料・燃料にして、けい酸カルシウム保温材を製造しています。 5.2003年より、環境報告書（2018年より、「持続可能な社会開発に貢献する企業活動報告書」）を発行しております。 6.各事業所周辺の清掃活動、子会社が立地するベトナムにおける地元中学校への奨学金寄付等の活動、その他寄付活動・ユニセフ募金・エコキャップ活動等の諸活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内規定である「企業行動規範・企業行動基準」において、社会通念上，企業秘密と認められるものを除き，企業活動と事業活動に関わる，社会にとって有用な情報を正確に開示することを定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）企業倫理の確立、法令遵守の規範として制定した「企業行動規範・企業行動基準」の周知徹底を図る。
（2）取締役及び使用人の責任、権限を明確化し、適正な運用を行う。
（3）取締役及び使用人に対し企業倫理・法令等の順守に関する社内規定の整備、資料の配布等を実施し、啓蒙活動、教育訓練を実施する。
（4）取締役は法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
（5）コンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人の法令・定款・社内規定の違反、不正行為の未然防止、違反者の適正な処分、再発防止を徹底する。
（6）内部監査、社長監査、監査役監査を実施し、業務が適正に実施されることを確実にする。
（7）財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、適正に運用されているか確認する。
（8）内部通報制度を有効に活用し不正行為等の早期発見を図る。
（9）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役及び使用人の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）、情報の保存及び管理は社内規定の定めるところによる。
（2）保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規定に規定された期間とする。
（3）取締役及び監査役は、随時保存された文書・情報を閲覧することができるものとする。

3．会社の損失の危険の管理に関する規則その他の体制
（1）経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険等のリスクを適切に認識、評価し、早期に対処する体制の整備を行う。リスク管理については「リスク管理規定」を制定し、対応する。
（2）必要に応じ関連部門で標準の作成、配布、研修を行う。
（3）新たに生じたリスクに対応する為、「経営危機管理規定」に基づき、代表取締役社長から全社に示達すると共に速やかに対応責任者を定める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）経営上の重要事項について多面的な検討を行うための取締役会を設置する。
（2）取締役会は原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、機動的な運用を図る。
（3）取締役会において年度経営計画、年度予算の策定、見直し及び月次、四半期、半期業績の管理を行う。
（4）取締役の職務執行は職務分掌規定、職務権限規定において職務執行の責任と権限の範囲を明確にして、効率的に行う。
（5）取締役の職務執行状況について、監査役監査・社長監査等によりその内容を把握し、改善を図る。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
①親会社と子会社の意思疎通を図るための体制を構築する。
②子会社の業務を主管する親会社の各部署は、子会社の業務が適正に行われているか定期的に報告を求め、業務執行状況を管理する。
③職務権限規定により子会社の役職員の権限を明確にし、当社の承認が必要となる事項を定め、稟議申請等により意志決定を行う。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
①子会社の取締役等及び使用人から業務執行状況について定期的に報告を求め、リスクを認識、評価し、早期に対処する。
②当社監査役による監査、監査法人による監査を実施し、子会社の業務執行状況及び経営内容の問題点について把握する。
（3）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①子会社の規則の制定、改廃、運用を適切に行うとともに、周知徹底を図るための教育を実施する。
②主管部署が必要に応じて業務執行方法等の研修を実施し、子会社の取締役及び使用人の能力向上に努める。
（4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①当社が制定している「企業行動規範・企業行動基準」について、子会社においても周知徹底を図る。
②子会社の取締役及び使用人に対し、企業倫理、法令等の遵守を確保するための教育・指導を実施する。
③親会社による子会社に対する監査を実施し、子会社の取締役及び使用人の業務執行が適正に行われているか確認する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを必要としたときは、当該使用人を置くものとし、取締役からの独立性を確保する。
(2) 使用人が監査役の職務を補助するに際しては、当該使用人への指揮命令権は監査役に属するものとする。
(3) 当該補助使用人の任命・評価・異動等については、予め監査役会の同意を得る。

7．取締役及び使用人から監査役への報告に関する体制
(1) 取締役及び使用人は法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報を速やかに監査役に報告する体制を整備する。
(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に重大な損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

8．監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化する。また、監査役に報告した者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

9．会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどの所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役は、経営に影響を及ぼす重要事項について、その都度監査役に報告する体制を整備する。
(2) 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定過程及び業務執行の状況を把握するために重要な会議に出席する。
(3) 監査役は、子会社管理責任者とも相互に情報を共有または意見交換し緊密な連携を図る。
(4) 使用人等は監査役の監査に際して、業務の実施状況を報告し、職務に係る資料を開示する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社内規定である「企業行動規範・企業行動基準」、「反社会的勢力排除に関する規定」等において反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定め、社内の各部門に対して定期的な研修の実施とその報告を義務付けること等により、ルールの周知・徹底を図ることとしております。これらの取組を通じ、当社の役員及び従業員は反社会的勢力との間に関係を持たないことの意義、重要性を正しく理解しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

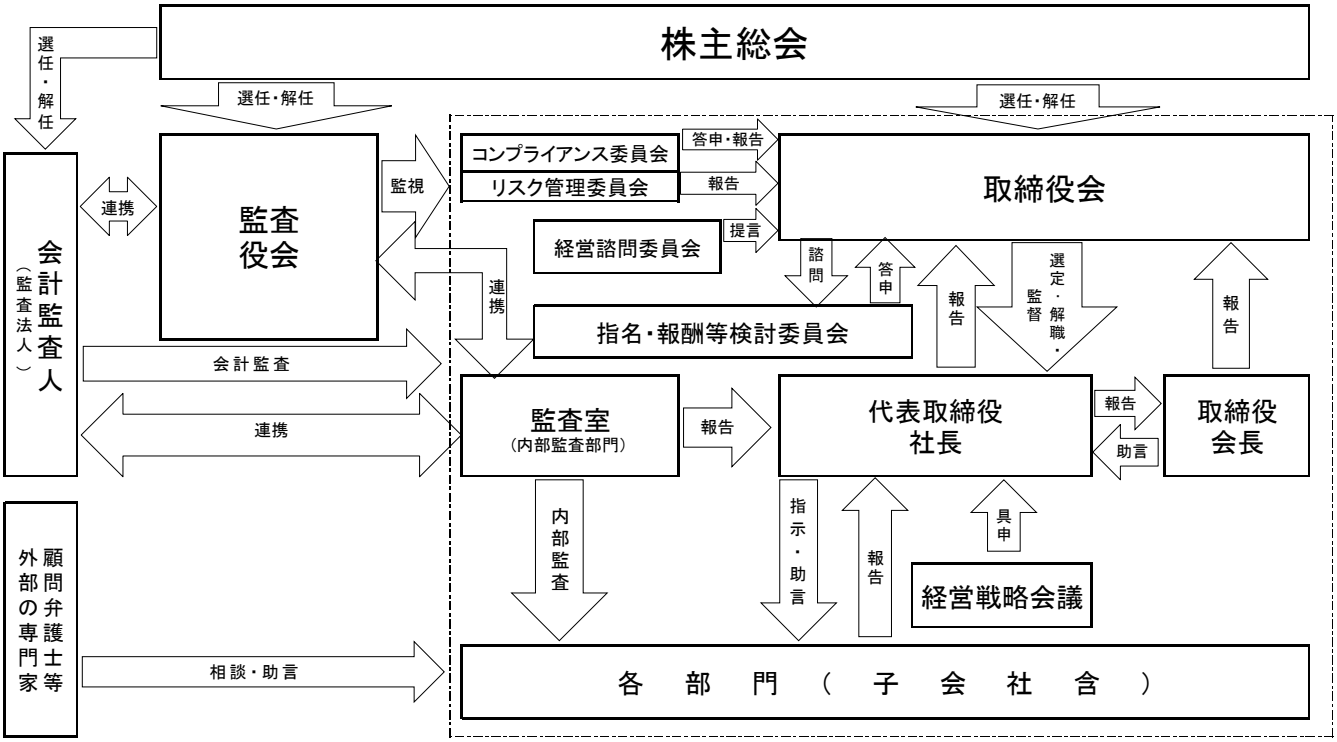
該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

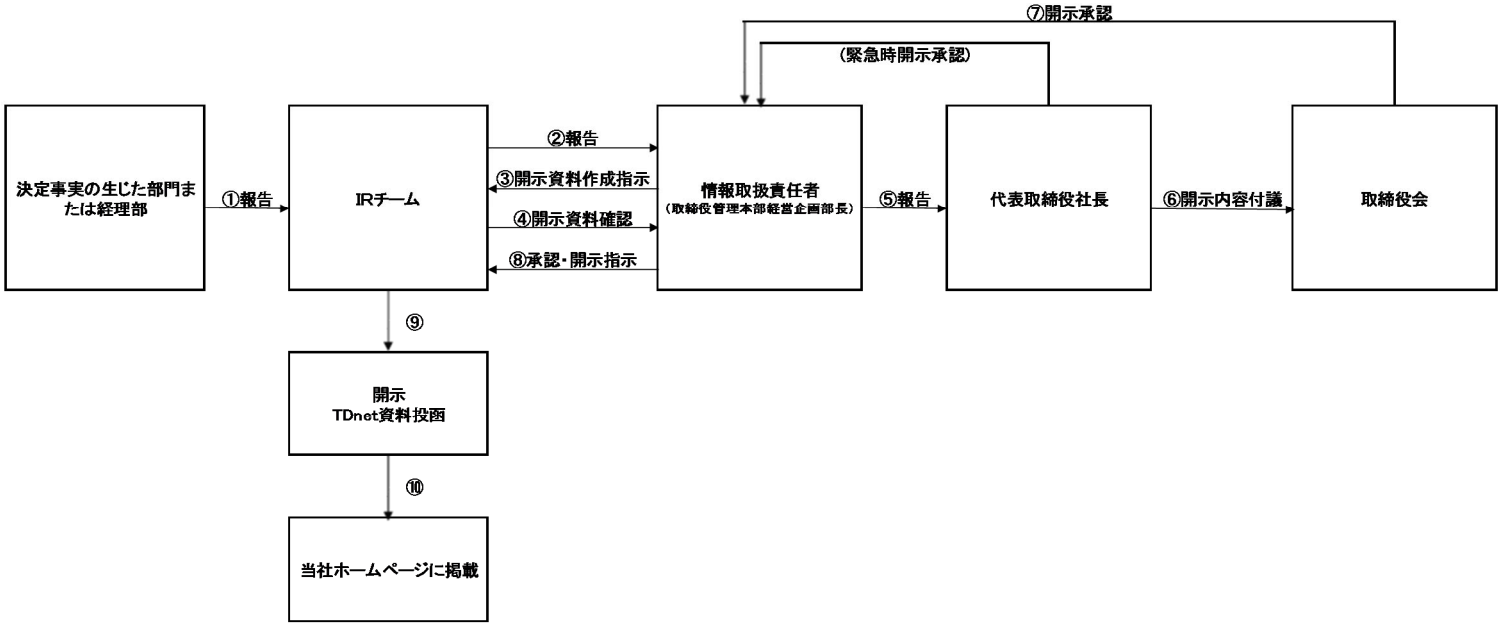
―――

【模式図（参考資料)】

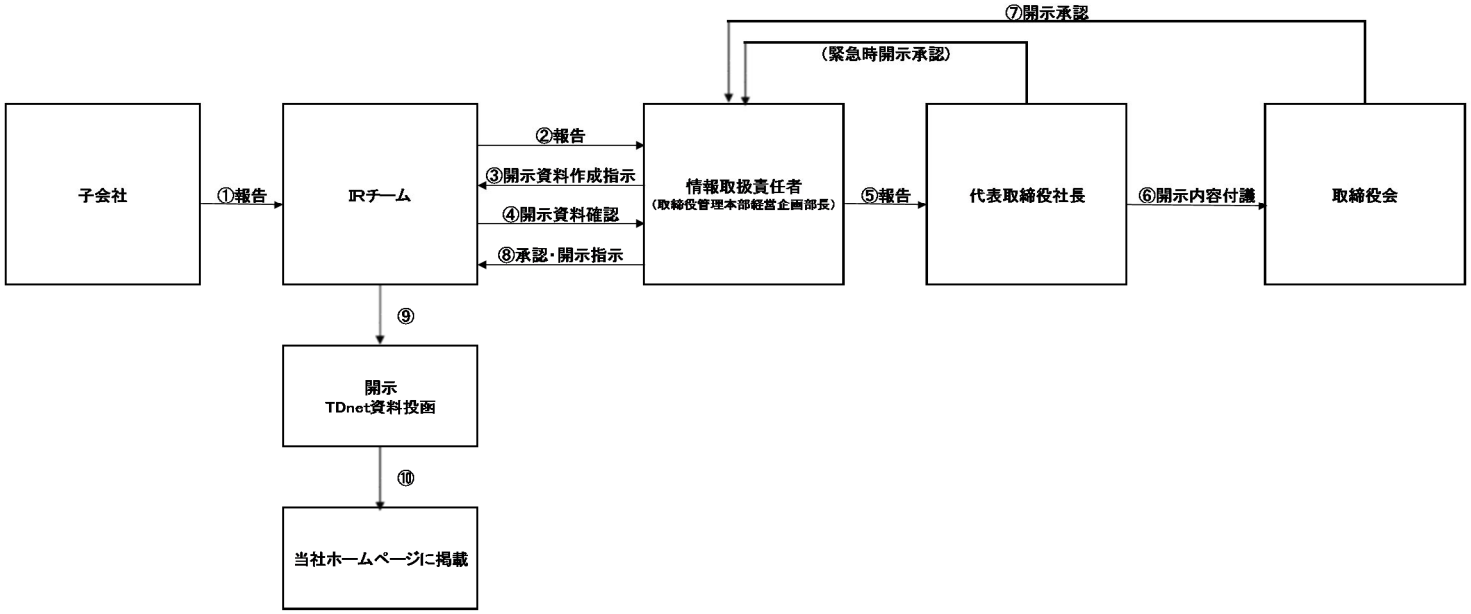


【適時開示体制の概要(模式図)】

(当社に係る決定事実・決算に関する情報の適時開示業務フロー)

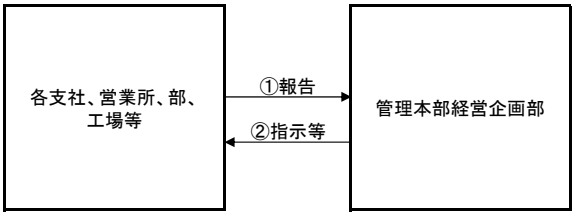


（子会社に係る決定事実に関する情報の適時開示業務フロー）



（企業集団に係る発生事実に関する情報の適時開示業務フロー）

・毎日の終業時



・発生時

